

■事前協議のながれ

相談

＜窓口または電話による相談など＞

堺市景観計画の概要や堺市景観条例に基づく事前協議の流れなどを説明

○大規模建築物等の届出

- ・建築物等の対象規模
- ・行為の制限(景観形成の基準)など

○景観地区の認定申請

- ・申請対象地区、建築物の対象規模
- ・行為の制限(景観形成の基準)など

事前協議

＜窓口受付＞（事前協議申出書の受付）

必要な図書が揃っているか確認し、口頭による各記載事項の詳細や色彩計画などについて協議を実施

○添付図書

- ・付近見取り図 ・配置図 ・各階平面図、各面の立面図(着色)
- ・主要部2面以上の断面図 ・外構図(植栽計画含む) ・2方向以上の現況カラー写真
- ・完成予想図(着色) ・景観チェックシート ・カタログコピー等

※色彩基準に適合しないものは受付しない

＜現地調査＞

計画地に赴き、周辺の写真・ビデオ撮影などにより現場調査を実施

＜景観アドバイザー会議＞

調査内容を学識経験者で構成する景観アドバイザー会議に報告  
アドバイザー助言等を聞きながら、協議を調整

＜事前協議結果の通知＞

アドバイザーの助言をもとに、事業者へ協議結果を通知

＜事業者と協議＞

協議結果をもとに、事業者と協議(場合により、複数回のやりとりあり)

＜回答書の受付＞

届出、または認定申請の手続きへ

○主な調査のポイント

- ▶計画地周辺の景観（道路、用途、外壁の色彩など）
- ▶隣地との状況
- ▶古墳との関係（景観地区の場合）

計画地周辺を撮影



隣地との状況を確認



外壁の色彩(マンセル値)を確認



○主な協議のポイント

- ▶計画地周辺との調和に配慮し、色彩計画や建築設備の配置方法などを調整
- ▶隣地との緑の連続性や塀の設え等といった外構計画を調整
- ▶古墳が望める場所においては、突出した色彩を控えるよう調整

景観アドバイザー会議の様子



➡景観形成基準に基づき事業者と協議を重ね、より質の高い計画に誘導している